

# 横浜市記者発表資料

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

令和7年9月30日  
市民局市民情報課

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3259号から第3261号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3259号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3260号及び第3261号では、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

(1) 「「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5049号）」及び「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5050号）」」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3259号】

(2) 「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表と個人別明細書）※対象者は請求者本人。なお、総括表については、対象者の中に請求者本人を含むもの。」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3260号】

(3) 「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表）」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3261号】

### 2 資料までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮詢日	請求者	実施機関
3259	令和5年12月14日	令和6年2月6日	令和6年3月12日	令和6年5月14日	個人	市長
3260	令和6年4月26日	令和6年5月15日	令和6年5月24日	令和6年6月14日	個人	市長
3261	令和6年4月26日	令和6年5月27日	令和6年5月30日	令和6年6月28日	個人	市長

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3259	<p>「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5049号）」（以下「文書1」という。）及び「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5050号）」（以下「文書2」という。）の行政文書（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>施設側対応者名、施設従業員名・印影</b> (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</li> </ul> <p><b>条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>文書番号、名宛人、発信者、様式名、回答作成担当者名・所属・電話番号・FAX番号、調査担当者名・所属、営業者名、施設情報（所在地、名称、電話番号、外観、周辺）</b> (開示することにより特定の事業者が識別され、行政指導が行われたことが明らかとなり、当該事業者に対する社会的信用が低下し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</li> <li><b>使用水の情報、衛生管理方法（工程表・手順書・記録表の内容、掲示物の内容、異物混入対策）、施設図面・内装・機械・器具</b> (営業上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれると認められるため。)</li> <li><b>商品名、商品の規格、営業者部門名、仕入れ・出荷量、工程表・手順書・記録表の名称、仕入れ価格、設備の名称、取引先情報（名称、所在地、取引実績、器具の管理、電話番号、コード、伝票番号）、従業員に関する情報</b> (事業者が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</li> </ul> <p><b>条例第7条第2項第5号アに該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>器具の管理方法</b> (初期調査の情報であり、開示することにより、当該事業者から調査に必要な情報を収集できなくなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</li> </ul>	開示範囲を拡大すべき
3260	<p>「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表と個人別明細書）※対象者は請求者本人。なお、総括表については、対象者の中に請求者本人</p>	<p>保有個人情報不開示</p> <p><b>不存在</b> (本件保有個人情報について、旭区税務課は、利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有している状態とはいえず、保有していないため。)</p>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	を含むもの。」（以下「本件保有個人情報」という。）		
3261	「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報不開示</p> <p><b>不存在</b></p> <p>（給与支払報告書は電子データ（CSV）をeLTAX（以下「エルタックス」という。）を利用して各市区町村へ提出しており、当該文書として保有するものはないため。）</p>	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3259	<p><b>《異物混入発生時の調査に係る事務について》</b></p> <p>異物混入を含む不良食品等が発生した場合は、探知した保健所が速やかに製造所等の対象施設を所管する関係保健所（以下「関係保健所」という。）に調査依頼を実施する。調査依頼を受けた保健所では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条に基づき当該施設の調査、措置等を実施する。また、調査を実施した保健所は、調査結果をまとめた調査報告書を作成し、依頼元の保健所に報告する。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、令和5年10月5日の中学校給食の異物混入事案（以下「本事案」という。）について、医療局食品衛生課から関係保健所への調査依頼に係る文書である。</p> <p>文書1は、施設Xの関係保健所への依頼文並びに調査対象となる施設Xの情報及びその詳細を記載した文書で、文書2は、施設Yの関係保健所への依頼文、調査対象となる施設Yの情報及びその詳細を記載した文書、本事案の記者発表資料並びに施設Zに係る調査報告書で、構成されている。</p> <p>当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表1のとおり分類する。</p> <p><b>《実施機関の説明》</b></p> <p>本件処分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 一般的に調査を実施した場合は、そのことだけをもって行政指導を受けたことにはつながらないが、本事案では、本件処分と併せて一部開示決定をした調査報告書に所管自治体の指導等が記載されているため、調査を実施した施設が明らかになると行政指導を受けたことが明らかとなる。</p> <p>イ 食品への異物混入等に関する調査は年間約80件程度実施しているが、本事案のような中学校給食への異物混入に伴う施設調査については、これまで実施したことがない。</p> <p>ウ そのため社会的関心も高く、調査では原因施設の特定には至っていないことから、すべての関係施設は原因の疑いがある施設の1つということになり、関係施設が明らかになると、その事業者があらぬ疑いにより風評被害を受けるおそれがある。</p> <p><b>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</b></p> <p>不開示部分1には施設の従業員名及びその個人の印影が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>

答申番号	判断の要旨																														
3259	<p><b>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</b></p> <p>ア 不開示部分2には施設の名称、所在地及び電話番号に関する情報が、不開示部分3には関係保健所名や担当者名が、記載されている。実施機関の説明から、本件事案の調査はこれまでに例がなく、事案の内容からも社会的関心が高いこと、そして調査によって原因となる事業者が特定されていないという状況からすれば、これらの情報が明らかになると調査対象の施設が特定され、その事業者があたかも本件事案を起こしたかのような風評被害を受けるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>イ 不開示部分4には商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格等の商品に関する情報が、不開示部分5には取引先の事業者名、社判、所在地、電話番号、使用器具等に関する取引先情報が、不開示部分6には使用水の情報、衛生管理についての情報、施設の内装及び機械等の写真が、記載されている。このうち別表2に示す部分は商品名や規格であり、異物混入があった食材は公にされており、その規格については給食の献立で指定されている規格であるため、それらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上で内部管理情報であり、これらの情報が明らかになると、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第5号アの該当性について》</b></p> <p>不開示部分7には、器具の管理についての当該施設の調査日時点での聞取内容が記載されている。調査日での聞取段階のものであり、そのような調査段階のものが公表されこととなると、今後同種の調査を行う際に事業者が発言をちゅうちょし、正確な調査ができなくなるなど今後の調査業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不開示部分名</th> <th>不開示部分</th> <th>対象文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不開示部分1</td> <td>特定の個人に関する情報</td> <td>文書2</td> </tr> <tr> <td>不開示部分2</td> <td>施設に関する情報</td> <td>文書1、文書2</td> </tr> <tr> <td>不開示部分3</td> <td>関係保健所に関する情報</td> <td>文書1、文書2</td> </tr> <tr> <td>不開示部分4</td> <td>商品に関する情報</td> <td>文書2</td> </tr> <tr> <td>不開示部分5</td> <td>取引先情報</td> <td>文書1、文書2</td> </tr> <tr> <td>不開示部分6</td> <td>使用水の情報、衛生管理方法、内装・機械・器具の写真</td> <td>文書2</td> </tr> <tr> <td>不開示部分7</td> <td>施設調査時の聞取内容に関する情報</td> <td>文書2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不開示部分名</th> <th>開示部分</th> <th>対象文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不開示部分4</td> <td>2頁目不開示部分一行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て、7頁目不開示部分4行目17文字目から26文字目まで、8頁目不開示部分3行目及び7行目の全て、9頁目不開示部分1行目の全て、11頁目品名欄不開示部分の全て</td> <td>文書2</td> </tr> </tbody> </table>	不開示部分名	不開示部分	対象文書名	不開示部分1	特定の個人に関する情報	文書2	不開示部分2	施設に関する情報	文書1、文書2	不開示部分3	関係保健所に関する情報	文書1、文書2	不開示部分4	商品に関する情報	文書2	不開示部分5	取引先情報	文書1、文書2	不開示部分6	使用水の情報、衛生管理方法、内装・機械・器具の写真	文書2	不開示部分7	施設調査時の聞取内容に関する情報	文書2	不開示部分名	開示部分	対象文書名	不開示部分4	2頁目不開示部分一行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て、7頁目不開示部分4行目17文字目から26文字目まで、8頁目不開示部分3行目及び7行目の全て、9頁目不開示部分1行目の全て、11頁目品名欄不開示部分の全て	文書2
不開示部分名	不開示部分	対象文書名																													
不開示部分1	特定の個人に関する情報	文書2																													
不開示部分2	施設に関する情報	文書1、文書2																													
不開示部分3	関係保健所に関する情報	文書1、文書2																													
不開示部分4	商品に関する情報	文書2																													
不開示部分5	取引先情報	文書1、文書2																													
不開示部分6	使用水の情報、衛生管理方法、内装・機械・器具の写真	文書2																													
不開示部分7	施設調査時の聞取内容に関する情報	文書2																													
不開示部分名	開示部分	対象文書名																													
不開示部分4	2頁目不開示部分一行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て、7頁目不開示部分4行目17文字目から26文字目まで、8頁目不開示部分3行目及び7行目の全て、9頁目不開示部分1行目の全て、11頁目品名欄不開示部分の全て	文書2																													

答申番号	判断の要旨
	<p><b>《個人市民税・県民税の賦課に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、地方税法（昭和25年法律第226号）及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）に基づき、個人市民税・県民税の賦課資料の収集、賦課等に関する事務を行っている。</p> <p>旭区税務課では、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項で規定する市税の賦課資料の調査及び収集（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に係るものと除く。）、市税の賦課に関する事務（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものと除く。）に関する事務を行っている。）等の事務を行っている。</p> <p>財政局法人課税課では、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第3条の3で規定する特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。）の調査及び収集、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものと除く。）等の事務を行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報開示請求書の記載から、本件保有個人情報は、審査請求人に係る令和5年1月から12月までの間の給与支払報告書であると解される。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>3260 ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項では、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと規定している。</p> <p>イ 行政機関が保有しているとは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうと解される。</p> <p>ウ 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 給与支払報告書は、財政局法人課税課が所管する横浜市特別徴収センターが保有しており、旭区税務課ではその利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有していないことは審査請求人に案内している。その上で、請求先に旭区税務課を指定して本件保有個人情報開示請求を行っていることから、審査請求人は旭区税務課が保有する審査請求人に係る給与支払報告書の開示を求めていたと解し、本件処分を行った。</p> <p>(イ) 旭区税務課では、税務システム上で給与支払報告書のデータを閲覧することができるが、当該データを変更・削除等する権限はなく、本件保有個人情報を事実上支配している状態にあるとはいえない。</p> <p>エ 以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報の取扱いについて決定する権限を有するのは旭区税務課ではないと審査請求人に伝えていることであり、その上で審査請求人は、本件保有個人情報開示請求書において「横浜市旭区税務課・・・へ請求します」と請求先を指定して請求していることから、実施機関が審査請求人は旭区税務課が保有する文書の開示を求めていたことは首肯できる。そして、上記(1)の旭区税務課と財政局法人課税課の事務を踏まえると、本件保有個人情報は財政局法人課税課が保有しており、旭区税務課では税務システム上でそのデータを閲覧することができるものの当該データを変更・削除等する権限はなく、本件保有個人情報を事実上支配している状態にあるとはいえないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3261	<p><b>《給与支払報告書の作成及び提出に係る事務について》</b></p>

答申番号	判断の要旨
3261	<p>給与や公的年金等を支払う際に所得税を源泉徴収する義務のある事業者は、従業員が1月1日現在において居住している市区町村に対して、前年中の給与所得の金額その他事項を記載した給与支払報告書を作成し、提出することが地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6により義務付けられている。また、平成30年度の税制改正により、令和3年1月以降提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上である時は、エルタックス又は光ディスクによる提出が義務付けられている。</p> <p>総務局労務課では、全職員分の情報を1つのCSVファイルにまとめた個人別明細書のエルタックス用取込みデータを作成し、それをエルタックスで取り込む方法により給与支払報告書を一括してそれぞれの市区町村へ提出している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>実施機関が作成した個人別明細書を作成するためのCSVファイルをエルタックスにアップロードすることで自動作成される総括表である。総括表には、給与の支払い期間、事業種目、受給者総人員、報告人員等が記載されている。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項では、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと規定している。</p> <p>イ 行政機関が保有しているとは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうと解される。</p> <p>ウ 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 当該CSVファイルをエルタックスに取り込み、エルタックスポータルセンタへ送信することで各地方公共団体へ提出される。</p> <p>(イ) エルタックスでの申告後は、実施機関には取消し及び編集の権限がなく閲覧期間も制限されている。そのため事実上支配している状態とはいえず、保有していない。</p> <p>(ウ) 申告をしたデータの取消しや編集の権限を有するのは提出先の各地方公共団体であり、修正が必要な場合は、再度訂正版を申告することになる。</p> <p>(エ) 申告後も閲覧期間内であれば申告した総括表の閲覧や印刷をすることはできるが、通常それを印刷して保存する必要はなく本件においても保存していない。</p> <p>エ 以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>総括表はエルタックスで自動作成されるため、個人別明細書作成のためのCSVファイルのように実施機関で総括表としてのデータを保有しているものではないと認められる。また、エルタックス上のデータは、申告後は取消しや編集の権限が実施機関にはないため事実上支配している状態とはいえず、総括表として印刷して保存する必要もなく本件保有個人情報を保有していないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 法令（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

#### （行政文書の開示義務）

##### 第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号省略）

(3) 法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ及び第4号省略）

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（イからオまで省略）

### 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

#### （開示請求に対する措置）

##### 第82条（第1項省略）

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 国生	Tel 045-671-3881